



平成25年10月20日

## 「平成25年10月1日が施行日」

さてさて、10月分から年金額が下がることなどのお知らせはしていましたが、他にも10月1日から改正施行されたものがあります。ので、ご紹介です。

身近なところでは、やはり年金額ですが、健康保険や労災なども気になりますね。

## ★国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律(平成24年11月16日成立)

年金額の特例水準(2.5%)について、平成25年度から27年度までの3年間で解消する。  
(平成25年10月▲1.0%、平成26年4月▲1.0%、平成27年4月▲0.5%)

## ★下記の各手当等について、額の引下げ

(平成25年10月▲0.7%、平成26年4月▲0.7%、平成27年4月▲0.3%)

1. 児童扶養手当
2. 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等
3. 医療特別手当(原爆関係のその他手当含む)
4. 予防接種による健康被害救済給付関係の手当
5. 新型インフルエンザ予防接種による健康被害救済給付関係の手当
6. 副作用被害救済給付関係の手当 など



上記については「事務所だよりNo.137」を参照

## ★雇用保険の給付と年金との調整のための届出が原則不要

これまでは、年金を受ける方が失業給付等を受けることになった場合には「老齢厚生・退職共済年金受給権者支給停止事由該当届」の届出が必要でした。

この度、省令改正が行われ、平成25年10月1日より、この届出が原則不要となりました。  
(※日本年金機構へ雇用保険被保険者番号を届出していない場合は、届出が必要)

## ★健保法等の一部改正法律、政令(平成25年政令第164号)及び省令(平成25年省令第75号)

健康保険の被保険者又は被扶養者の業務上の負傷等について、労働者災害補償保険の給付対象とならない場合は、法人の役員としての業務を除き、健康保険の給付対象とすることとされました。

上記については「事務所だよりNo.144」を参照

## ★労災補償の対象となる疾病の範囲を定めた職業病リストを改訂

労災保険制度は、労働者の業務上の事由または通勤による傷病などに対して、必要な保険給付を行うものです。

この制度の補償の対象となる疾病は「職業病リスト」で定めています。

厚生労働省では、この度「職業病リスト」を改正し、21疾病を新たに追加しました。



## ★特定化学物質障害予防規則等を改正

1,2-ジクロロプロパンについて健康障害防止措置が義務づけられます。

厚生労働省では、事業場において労働者が有害物にさらされる(ばく露)状況を把握するため、「有害物ばく露作業報告制度」を設けています。

この報告に基づき、リスク評価を実施し、労働者に重い健康障害を及ぼすおそれのある化学物質については、必要な規制を実施しています。

## ★機械の「調整の作業」が、機械の運転停止義務の範囲に追加

機械による危険の防止に関する一般基準である労働安全衛生規則に、機械(刃部を除く。)のそうじ、給油、検査、修理の作業に加え、「調整の作業」を行う場合も、労働者に危険を及ぼすおそれがあるときは、機械の運転停止義務の範囲に追加されました。